



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 大同メタル工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 判 治 誠 吾
(コード番号：7245 東証・名証第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 総務センターチーフ
玉谷 昌明
(TEL：052-205-1401)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 98 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条に所要の変更を行うものであります。
(変更案第 2 条)
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が施行され、公告の方法として電子公告が認められました。公告コストの削減および簡便かつ周知性の高い公告を実施するため、本制度を採用することとし、所要の変更を行うものであります。
(変更案第 5 条)
- (3) 株主の皆様が取締役の信を問う機会を増やすため、取締役の任期を 1 年に短縮するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の定員を 11 名以内に減員することとし、所要の変更を行うものであります。
(変更案第 19 条、第 21 条)
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり、所要の変更を行うとともに、必要な規定を新設するものであります。
 - ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により会社法施行に伴い、当社定款に定めのあるものとみなされる事項について規程の新設、所要の変更を行うものであります。
(変更案第 4 条、第 7 条、第 9 条)
 - ② 単元未満株主の権利を明確にするための規程を新設するものであります。
(変更案第 11 条)

③ 基準日後に株式を取得した株主の皆様が議決権の行使を認めることが公平にかなう場合があることから、そのような場合に議決権の行使を認めることができる旨、明らかにする規程を新設するものであります。

(変更案第 14 条第 2 項)

④ 開示情報の増加に伴う費用、手続その他の負担を抑制するため、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することを可能とする規程を新設するものであります。

(変更案第 16 条)

⑤ 株主総会の適正な運営を図るため、株主総会に出席することができる代理人の員数について、商法上の取扱いと同一にするための所要の変更を行うものであります。

(変更案第 18 条第 1 項)

⑥ 機動的、効率的な業務執行を図るため、取締役会を開催せずに取締役会決議があったものとみなすことを可能とする規程を新設するものであります。

(変更案第 28 条)

⑦ 社外監査役として有用な人材を確保できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規程を新設するものであります。

(変更案第 40 条第 2 項)

⑧ 会計監査人の選任方法、任期に関する規程を新設するものであります。

(変更案第 41 条、第 42 条)

⑨ その他、会社法等が施行されたことに伴い、表現の変更、規程の整備等、所要の変更を行うものであります。

(変更案第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条)

⑩ その他、条文の加除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 (省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～14. (省略) (新設)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～14. (現行どおり)
<u>15. 燃料電池およびその関連機器・装置ならびにそれらの部品の製造、販売、保守、点検、輸出入</u>	<u>15. 各種部分品の製造に係る機械装置およびその関連機器ならびに治具・工具等の賃貸、修理、保守、点検</u>
<u>16. 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>16. 燃料電池およびその関連機器・装置ならびにそれらの部品の製造、販売、保守、点検、輸出入</u>
(本店の所在地) 第 3 条 (省略) (新設)	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
	(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 8,000 万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> (新設)	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社が発行可能株式総数は、8,000 万株とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。</u>	(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。
	(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等によって自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社はこれを取扱わない。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の1単元の株式数は1,000株とする。 ② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第10条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要あるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。</p> <p>(株式取扱規定) 第10条 当社の株券種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続きおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規定) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(総会の招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集する。社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の議長) 第 12 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の決議) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は<u>代理人をもってその議決権を行使することができる。ただしその代理人は当会社の議決権を有する他の株主に限る。</u></p> <p>② 前項の場合において株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集) 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>② 株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役社長が招集する。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 14 条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、基準日の翌日から定時株主総会日までに株式を取得した者の全部または一部を当該株主総会の議決権を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。</u></p> <p>③ <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(株主総会の議長) 第 15 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 前項の場合において株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第15条 当会社には、取締役18名以内を置く。 (取締役の選任) 第16条 (省略) ② 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結したときまでとする。 ② 増員または補欠のため就任した取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役) 第18条 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>(役付取締役) 第19条 取締役会の決議をもって、会長、社長および副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問および相談役) 第20条 当会社は、取締役会の決議をもって、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第21条 取締役会は、会長がこれを招集しその議長となる。会長にさしつかえあるときは、社長がこれに代わり、社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社には、取締役11名以内を置く。 (選任方法) 第20条 (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(顧問および相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって、顧問および相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長にさしつかえあるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第 22 条 取締役会に<u>関しては</u>、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第 23 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 23 条の 2 当社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第 24 条 (省略)</p> <p>(監査役の選任) 第 25 条 (省略)</p> <p>② 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結したときまでとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 27 条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 28 条 (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 28 条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第 29 条 取締役会に<u>関する事項は</u>、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等) 第 30 条 取締役の報酬、<u>賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 34 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>② <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則) 第 29 条 監査役会に<u>関しては、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役報酬および退職慰労金) 第 30 条 監査役報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>(監査役責任免除) 第 30 条の 2 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会規則) 第 38 条 監査役会に<u>関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある事項のほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等) 第 39 条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役責任免除) 第 40 条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期) 第 31 条 当社の<u>営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(配当金等) 第 32 条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p> <p>② <u>当社は取締役会の決議に基づき毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第 293 条の 5 に規定する金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u></p> <p>③ <u>未払の利益配当金、中間配当金、その他諸交付金には、利息を付さないものとする。</u></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第 41 条 会計監査人は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期) 第 42 条 会計監査人の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 43 条 当社の<u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 44 条 当社の<u>期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第 33 条 利益配当金、中間配当金、その他諸交付金は、支払開始の日から満 3 年を経過したとき、当会社は支払いの義務を免れる。</u></p> <p>(転換社債の転換と配当金) <u>第 34 条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしこれを支払う。</u></p>	<p>(中間配当) <u>第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) <u>第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

以上